





平成19年3月13日 (火) 第 1,861 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

告示						
換地処分(5件)	(農	村	整	備	課)	1
こいの持出しの禁止に係る水系の範囲	(水		産		課)	2
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用	地	対	策	課)	2
土砂災害警戒区域の指定	(砂		防		課)	4
公告						
平成18年度後期技能検定試験の合格者	(労	働	政	策	課)	5
基本測量の終了(2件)	(用	地	対	策	課)	8
教育長訓令						
教育事務決裁規程の一部改正	(教	育店	宁 絲	8務	課)	9
•	(371					
教育長の権限を委任する規程の一部改正	(")	10
教育長の権限を委任する規程の一部改正 選管告示	-		"		,	10
2.30	-		")	10 10
選管告示	-		"			
選管告示 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す	-		"			
選管告示 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す る者の総数の50分の1及び3分の1の数	-		"			10
選管告示 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 不在者投票を行うことができる施設の所在地の変更	-		"			10 11

告示

島根県告示第179号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成19年3月1日付けで県営土地改良事業に係る飯石南(頓原)地区都加賀工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 第

島根県告示第180号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成19年3月5日付けで県営土地改良事業に係る飯石南(吉田)地区曽木工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第181号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成19年3月5日付けで県営土地改良事業に係る隠岐島前(海土)地区新開工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第182号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成19年3月5日付けで県営土地改良事業に係る隠岐島前(海土)地区今井工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第183号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成19年3月5日付けで県営土地改良事業に係る隠岐島前(海士)地区東工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第184号

平成19年島根県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。 平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

斐伊川水系河川の本流及び支流(三成ダム、布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから下流)、十間川水系河川の本流及び支流並びに神西湖、堀川水系河川の本流及び支流並びに高津川水系河川の本流及び支流

島根県告示第185号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

出雲市国富コミュニティセンター移転建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市国富町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

出雲市国富コミュニティセンター移転建設事業(以下「本件事業」という。)は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条第1項の規定による「公民館」に該当する機能を有するコミュニティセンターを移転建設する事業であるとともに、土地収用法(以下「法」という。)第3条第22号に掲げる「公民館」、同条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、起債及び一般財源により財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
 - ア 旧平田市の最西部にある国富町、美談町、西代町、口宇賀町からなる国富地区(以下「国富地区」という。)に存する現在の国富コミュニティセンターは、市民学習、文化、スポーツ活動並びに自治会、福祉、環境、安全の確保など地域活動の総合拠点とするために平成18年度に国富公民館を改組・転換し、職員体制・活動を拡充・強化したものである。

しかし、建物自体は昭和48年に現在地に建設された延床面積約420㎡の鉄骨 2 階建てのままで、築後33年が経過しているために老朽化が著しく、また、ボランティア団体をはじめとする各種団体による活動が活発になるに伴い狭隘化が進んでいる。

本件事業は、国富コミュニティセンターが国富地区の地域交流活動拠点及び行政の情報発信拠点としての機能を充分に発揮できるよう整備(移転建設)するものである。本件事業が完成すれば、国富コミュニティセンターの延床面積は約890㎡になり地域活動の総合拠点として充分な機能を果たせるようになり、地域活動支援と住民参加の推進、教育の充実と人材育成に貢献することが見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

- イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的、 技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微な ものであると考えられる。
- ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

平成17年3月に出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同多伎町、同湖陵町、同大社町が合併し、新「出雲市」(以下「新市」という。)が誕生した。同年12月に新市は「21世紀出雲のグランドデザイン」を策定し、その中で、「21世紀人材育成都市」という基本方策を掲げ、21世紀の出雲を担う子どもの育成支援の充実、生涯にわたる教育、学習活動の充実、コミュニティ活動と住民参加の推進のためのプロジェクトを積極的に進めている。

しかし、(3)で述べたとおり、現在の国富コミュニティセンターは老朽化に加え、ボランティア団体をはじめとする 各種団体の活動の活発化に伴い狭隘化し、各種講演会や、園芸などの講習会といった、参加希望者が多数に上る活動 については参加申込みを断らざるを得ない事態が生じており、各種活動を推進する上での制約となっている。なお、 平成17年11月には「国富公民館建設期成同盟会」から早期建設の要望書が提出されるなど強い要望がなされている事実もあり、本件事業を早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、収用の範囲は、半永久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

よって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。 よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所地域振興部平田支所(地域振興課)

島根県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 安来市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊

赤崎A、赤崎B、赤崎C、赤崎D、旭本町A、飯生A、飯生B、飯生C、飯生D、飯生E、飯生F、岩舟A、岩舟 B、岩舟C、岩舟D、岩舟E、岩舟F、岩舟G、岩舟H、植田A、植田B、植田C、宇賀荘A、臼井A、臼井B、臼 井C、永源寺A、永源寺B、永源寺C、円光寺A、大西A、大東A、尾土路A、尾土路B、尾土路C、折坂B、折坂 C、柿谷 A、柿谷 B、柿谷 C、柿谷 D、柿谷 E、柿谷 F、柿谷 G、柿谷 H、柿谷 I、柿谷 J、垣半場 A、垣半場 B、 垣半場C、影平A、影平B、門生A、門生B、門生C、門生D、門生F、門生G、門生H、門生I、門生L、金尾谷 A、金尾谷B、上田頼A、神塚A、上吉田町細井B、加茂A、川原A、神庭A、神庭B、神庭C、吉佐A、吉佐B、 吉佐C、吉佐D、清井A、清井B、清井C、清井D、清井E、清瀬A、清瀬B、清水A、清水B、清水C、清水D、 清水G、清水H、清水I、切川A、久白A、久白C、久白D、久白E、国服A、九重A、九重B、黒井田町細井B、 黒鳥A、黒鳥B、黒鳥C、才下A、佐久保C、佐久保D、佐久保F、実松A、実松B、実松C、沢A、沢C、島田 A、島田B、島田C、島田D、島田E、島田F、島田G、正福寺A、正福寺B、正福寺C、須崎A、須崎B、須崎 C、須崎D、須崎E、早田A、早田B、大光寺A、大光寺D、大光寺E、大光寺F、大光寺G、大光寺H、大光寺 I、大光寺 J、田頼 A、田頼 B、田頼 C、田頼 D、茶屋 A、仲山寺 A、津田平 C、津田平 D、津田平 G、津田平 I、 津田平J、天神原A、利弘A、利弘B、利弘D、利弘E、利弘F、利弘G、利弘H、殿川内C、殿川内D、殿川内 E、殿川内F、殿川内G、豊島A、中谷A、中谷B、中谷C、中谷D、中谷E、中谷F、中谷G、鳴滝A、鳴滝B、 鳴滝C、鳴滝D、鳴滝E、鳴滝G、鳴滝H、鳴滝I、鳴滝J、鳴滝L、鳴滝M、鳴滝N、鳴滝O、鳴滝P、西赤江 A、西赤江D、西荒島A、西荒島B、西十神A、西十神B、西中津B、西中津C、西中津D、西御幸A、西御幸B、 能義B、長谷津A、八幡町A、八神A、八神B、八神C、東加茂A、東切川A、東小路A、東社日A、東十神A、東 十神B、東中A、東町A、東町B、東御幸A、東御幸B、日白A、日白B、日白C、日立工場A、日立工場B、伏見 A、別所A、別所B、別所C、別所E、細井A、細井C、細井D、細井E、松崎A、松実A、松実B、松実C、松実 D、丸山A、御崎A、南天神A、宮内A、矢田A、矢田C、矢田E、矢田F、矢田G、山根A、山根B、山辺A、吉岡B、和田A、和田B、和田団地A、和田団地B、わらび谷A

(2) 土石流

赤崎A、一の谷A、一の谷B、飯生A、岩舟A、岩舟B、岩舟C、岩舟D、岩舟E、臼井A、臼井B、臼井C、臼井D、尾土路A、尾土路B、尾土路C、柿谷A、柿谷B、柿谷C、柿谷D、柿谷E、柿谷F、柿谷G、柿谷H、柿谷I、柿谷J、垣半場A、垣半場B、垣半場C、垣半場D、垣半場E、垣半場F、影平A、門生B、金尾谷A、金尾谷B、金尾谷D、上田頼A、上田頼B、上田頼C、上吉田町細井A、上吉田町細井B、神庭A、神庭B、吉佐A、清井A、清水A、清水B、清水C、清水D、清水F、清水G、清水K、久白A、久白B、佐久保A、佐久保D、島田A、島田B、島田C、島田F、島田G、島田町細井A、島田町細井B、正福寺A、正福寺B、正福寺C、正福寺D、須崎B、須崎C、早田A、早田B、大光寺A、大光寺B、大光寺E、大光寺G、大光寺H、大光寺I、大光寺J、大光寺L、大光寺P、大光寺Q、大光寺R、大光寺S、田頼A、津田平B、坪坂B、十神A、利弘B、利弘E、利弘H、利弘I、殿川内A、殿川内B、中谷B、中谷C、中谷G、中谷H、中谷J、中谷N、中谷O、中谷P、中谷Q、中谷R、鳴滝B、鳴滝C、鳴滝D、鳴滝E、鳴滝F、鳴滝G、鳴滝H、鳴滝I、鳴滝J、長谷津B、八神A、日白C、日白D、日白E、日立町A、日立町B、伏見A、古川B、古川D、別所B、別所F、細井C、細井D、細井G、細井H、細井I、細井J、細井K、細井L、南天神A、安田A、安田C、矢田A、矢田B、矢田C、和田団地A、わらび谷A

3 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は省略し、島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所及び安来市役所において一般の縦覧 に供する。)

公	告
---	---

平成18年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

特級技能検定

金属熱処理

A 甲0005

仕上げ

B 0001 B 0002

機械検査

B 0001

機械保全

A甲0004 A甲0005 B0002

1級技能検定

さく井(ロータリー式さく井工事作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0007 A甲0009 A甲0010

工場板金(機械板金作業)

B 0003 B 0004

機械保全(機械系保全作業)

A甲0001 A甲0019 A甲0022 A甲0032 A甲0036 A甲0037 A甲0039 A甲0041 C0002 C0003

機械保全(電気系保全作業)

A甲0002 A甲0007

空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)

A甲0002 A甲0003 A甲0006

農業機械整備(農業機械整備作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0005 A甲0006 B0002

冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)

A甲0001 A甲0003 B0002 B0003 B0004 C0001

強化プラスチック成形 (積層防食作業)

A甲0001 A甲0003

菓子製造(和菓子製造作業)

A甲0001 C0001

建築大工(大工工事作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0013 A甲0014 A甲0016

B 0001 B 0002 B 0003 C 0001 C 0002 C 0003 C 0004

かわらぶき(かわらぶき作業)

A甲0001 A甲0004 A甲0005 A甲0009 A甲0010 A甲0013 A甲0014 B0001 C0002 C0003

C 0004 C 0005 C 0006 C 0007

配管(建築配管作業)

A = 00002 A = 00003 A = 00006 A = 00007 A = 00009 A = 00010 A = 00016 A = 00018 A = 00021 A = 00022

A 甲0023 A 甲0025 A 甲0026 A 甲0027 A 甲0029 A 甲0030 A 甲0032 A 甲0033 B 0001 B 0002

B 0003 B 0004 B 0005 B 0007 C 0003 C 0006

型枠施工(型枠工事作業)

A甲0005 C 0001

鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業)

C 0001

鉄筋施工(鉄筋組立て作業)

A甲0003 A甲0004 A甲0006 B0002 B0003 B0004 B0005 B0006 B0007 B0008

C 0001 C 0003

コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)

A甲0004 A甲0005 B0001

防水施工(合成ゴム系シート防水工事作業)

A甲0001 C 0001 C 0002 C 0003

防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 C 0001 C 0002 C 0003

ガラス施工(ガラス工事作業)

A甲0002 B0001 B0003 D0001

機械・プラント製図 (機械製図手書き作業)

A甲0001 C0001

機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

A甲0004 A甲0006 A甲0007 C 0001

金属材料試験(機械試験作業)

A甲0004 C 0001

金属材料試験(組織試験作業)

B 0001 C 0002 C 0004

塗装(鋼橋塗装作業)

A甲0002 B0001 C0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0006 C0007

2級技能検定

さく井(ロータリー式さく井工事作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 B 0002

機械検査(機械検査作業)

A甲0002 A甲0007 A甲0008 A甲0010 A甲0011 C 0001 C 0003 C 0004

機械保全(機械系保全作業)

A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0014 A甲0016 A甲0018 A甲0022 A甲0024 A甲0028 A甲0034 A甲0038 A甲0055 A甲0067 A甲0070 A甲0079 A甲0081

A甲0082 B0001 B0004 B0006 B0007 B0008 C0005

機械保全(電気系保全作業)

A甲0002 C 0004 C 0006

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

A甲0005 C 0002

空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)

A甲0002 A甲0003 A甲0004

油圧装置調整(油圧装置調整作業)

B 0001

縫製機械整備(縫製機械整備作業)

A甲0001 A甲0002 B0003

冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003

強化プラスチック成形 (積層防食作業)

A甲0001

菓子製造(和菓子製造作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005

建築大工(大工工事作業)

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015

A甲0016 B0002 B0003 B0004 B0008 B0009 B0010 C0001

かわらぶき(かわらぶき作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0010 A甲0012 A甲0016 A甲0017 A甲0020

B 0001 C 0001 C 0002 C 0003 C 0004

配管(建築配管作業)

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0017 A 甲0019

A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0027 B0001 B0003 B0004

B 0005 C 0001

型枠施工(型枠工事作業)

A甲0002

鉄筋施工(鉄筋組立て作業)

A甲0001 A甲0007 B0001

コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)

A甲0002 A甲0003

ガラス施工(ガラス工事作業)

A甲0001 A甲0003 A甲0004 B0001

機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

B 0001 B 0002 C 0001

金属材料試験(機械試験作業)

C 0002

金属材料試験(組織試験作業)

A甲0001 B0002 C0001

塗装(鋼橋塗装作業)

A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0007 B 0002

3級技能検定

機械検査(機械検査作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0010 A甲0011 A甲0014

A甲0016 A甲0017 A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022 B0003 B0004

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

A甲0003 A甲0004 A甲0008 A甲0010 A甲0011

建築大工(大工工事作業)

A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013

A甲0014 A甲0016

配管(建築配管作業)

A甲0004 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018

単一等級技能検定

樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0005

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第 2 項の規定に基づき、次の基本測量は、平成19年 1 月31日に終了した旨国土 交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

基本測量(精密測地網高精度三次元測量及び特定地域高精度三次元測量)

2 作業期間

平成18年6月12日から平成19年1月31日まで

3 作業地域

松江市

浜田市

出雲市

益田市

大田市

安来市

江津市

八束郡東出雲町

簸川郡斐川町

鹿足郡津和野町

鹿足郡吉賀町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、次の基本測量は、平成19年2月28日に終了した旨国土 交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

2 作業期間

平成18年5月31日から平成19年2月28日まで

3 作業地域

浜田市

出雲市

江津市

鹿足郡津和野町

昚 長 訓 令 教

島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁 出先機関 県立学校

を

教育事務決裁規程(昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月13日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

第2条第16号中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

する事務

7 職員の給与に関 1 昇給期間の短縮及び特別昇給の基準を決定すること(人事委員会の承認 を求めることを含む。)

2 勤勉手当の勤務成績率を決定すること。

3 期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めること。

4 一般の退職手当等の支給を一時差し止めること。

5 一般の退職手当等の全部又は一部を返納させること。

6 給料月額の是正を行うこと(人事委員会の承認を求めることを含む。)

7 職員の給与に関

1 勤勉手当の勤務成績率を決定すること。

する事務

別表第1中

2 期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めること。

3 一般の退職手当等の支給を一時差し止めること。

4 一般の退職手当等の全部又は一部を返納させること。

5 給料月額の是正を行うこと(人事委員会の承認を求めることを含む。)

に改める。

別表第6県立学校の項中「県立盲学校、ろう学校及び養護学校」を「県立特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

島根県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁

出先機関

県立学校

教育長の権限を委任する規程(昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月13日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

第2条第3号中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成19年3月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 12,060
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

八束第一選挙区	6,460
八束第二選挙区	5,664
八束第三選挙区	4,332
能義選挙区	3,942
仁多選挙区	4,403
大原選挙区	8,541
飯石選挙区	5,640
簸川第一選挙区	7,401
簸川第二選挙区	3,887
簸川第三選挙区	4,385
邑智選挙区	7,516

那賀選挙区	4,786
鹿足選挙区	4,752
隠岐選挙区	6,559
松江選挙区	39,441
浜田選挙区	11,995
出雲選挙区	23,292
益田・美濃選挙区	14,130
大田・邇摩選挙区	11,367
安来選挙区	8,202
江津選挙区	6,549
平田選挙区	7,763

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その 総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合 算して得た数)

島根県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成19年3月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施	設の名称	及び所	在 地		変更事項	变	更	绐
名	称	所	在	地	女 丈争坦	夂	丈	後
特別養護老人ホームうぐいす 松江市比津が丘3丁目5番58 苑 号		施設の所在地	松江市西法吉	町36番 1	号			

島根県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成19年3月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

施 設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
ホスピタルかんど	出雲市西新町二丁目2457番地7	平成19年2月26日
有料老人ホームいこいの郷	出雲市西林木町33番地 1	平成19年2月26日

内水面漁場管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。 平成19年3月13日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 指示内容

公共用水面及びこれと連接一体をなす水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合は、当該水系(水面に設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。)においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。但し、区画漁業権漁場からの持ち出し、検査を行うための持ち出し及び焼却、埋却等処分するための持ち出しは除く。

この場合、知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで